

# 気候変動等対応品種法 (重要品種の育成及びその種苗の生産の振興に関する法律) について

令和8年9月  
農林水産省

# 新品種の育成・普及の加速化をめぐる動き（政府決定）

## 食料・農業・農村基本法 （令和6年6月改正）

### （先端的な技術等を活用した生産性の向上）

第三十条 国は、農業の生産性の向上に資するため、情報通信技術その他の先端的な技術を活用した生産、加工又は流通の方式の導入の促進、**省力化又は多収化等に資する新品種の育成及び導入の促進**その他必要な施策を講ずるものとする。

## 食料・農業・農村基本計画 （令和7年4月11日閣議決定）

### 2 食料自給力の確保

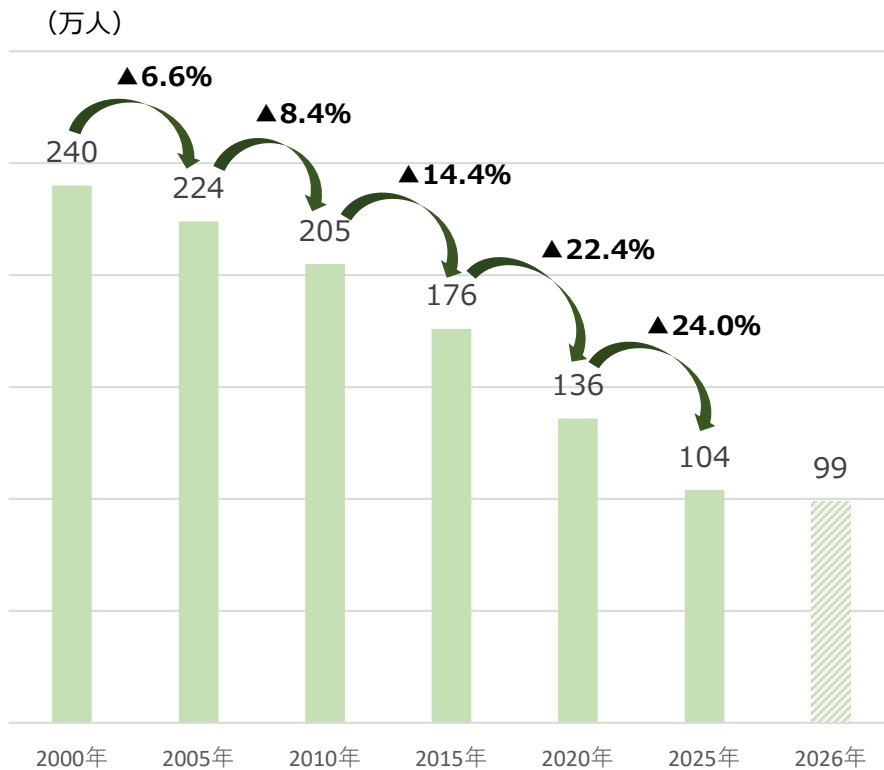
#### （4）生産性向上に向けた取組

品種や基盤技術の開発等に向けた総合的な方針の下、農研機構はもとより、都道府県試験場、大学、民間の研究機関等が一体となって、多収性、スマート農業技術適性、高温耐性、病虫害抵抗性のほか、環境負荷低減への対応や輸出促進等の社会課題の解決に資する革新的新品種の開発を推進する。その際、開発段階から**産学官連携を強化し、政策ニーズに対応しつつ実需者や生産者のニーズに応じた優良品種の開発と普及を迅速化**する。また、品種開発の迅速化・効率化に向けた基盤技術として、AI やゲノム情報等のビッグデータ等を活用した育種技術の開発を進める。

# 農業をめぐる情勢の変化 ①

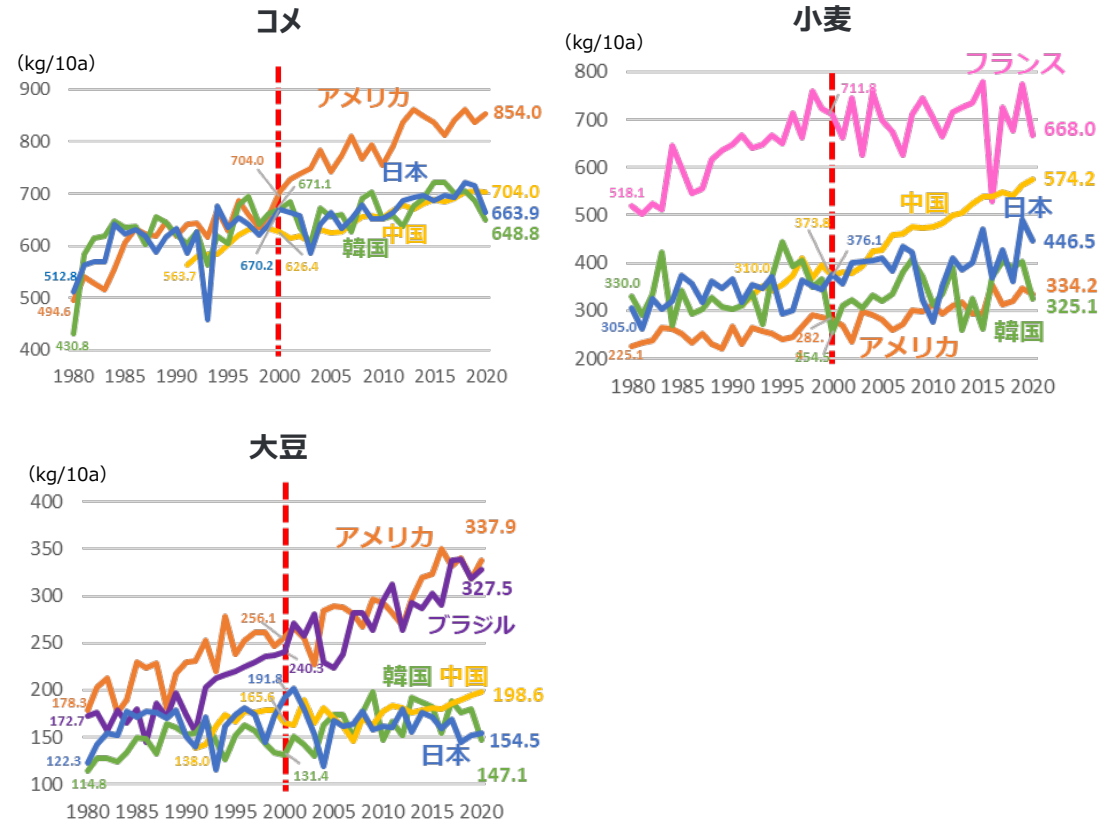
- 基幹的農業従事者は、2000年の240万人から2026年には99万人に減少している。今後も大幅に減少することが見込まれる。
- 農作物の単収については、諸外国に比して高いとはいえない状況。食料の安定供給の確保のためには、各品目において、生産性の向上が必要。

## 基幹的農業従事者数の推移



資料：農林水産省「農林業センサス」、2026年は農林水産省「令和8年農業構造動態調査」  
 注：基幹的農業従事者とは、15歳以上の世帯員のうち、ふだん仕事として主に自営農業に従事している者（雇用者は含まない）。  
 2010年までは販売農家の数値であり、2015年以降は個人経営体の数値。

## 諸外国との単収の比較



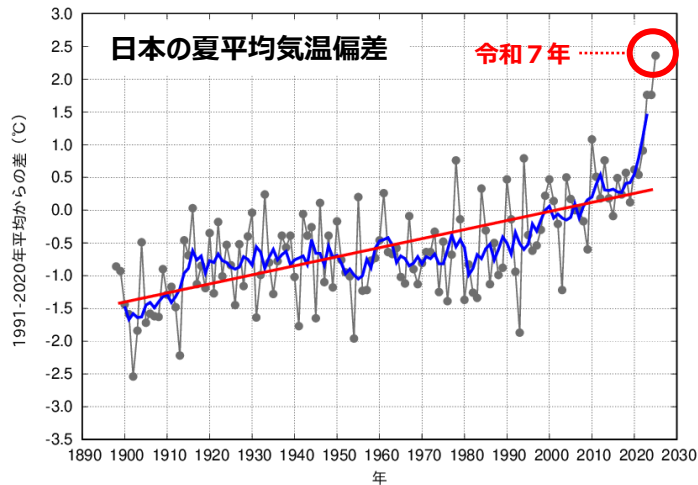
資料：FAOSTATより農林水産省にて作成

## 農業をめぐる情勢の変化 ②

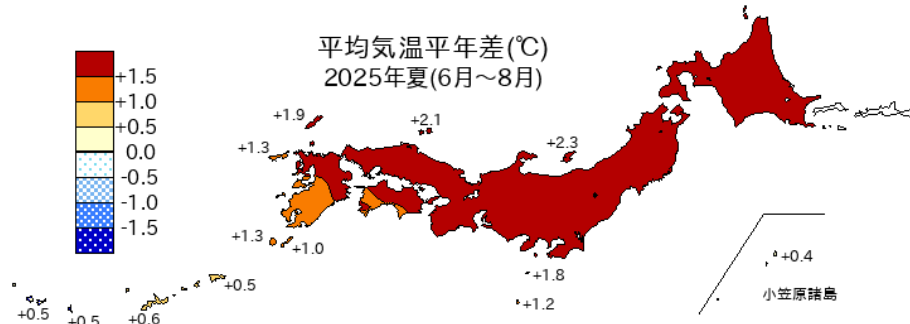
- 日本の年平均気温は、100年あたり1.40℃の割合で年々上昇。令和7年夏の平均気温は、観測史上過去最高。
- 気候変動の影響による農作物の品質や収量の低下が全国的に生じている中、気候変動に**対応した新品種の育成・普及を加速する必要**。

### 深刻化する地球温暖化

令和7年夏の日本全体の平均気温偏差は+2.36℃で、統計開始以降、過去最高の高温となった。



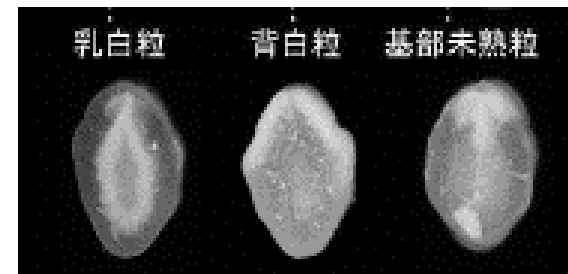
平均気温平年差(°C)  
2025年夏(6月～8月)



気象庁HPより

### 農業分野への気候変動の影響

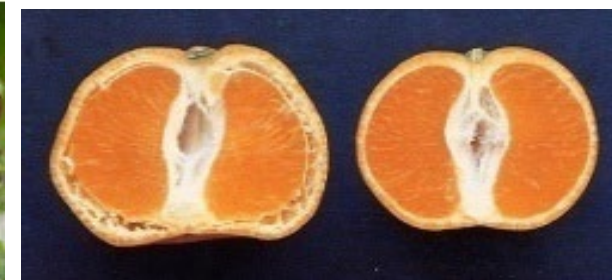
想定を上回る気温の上昇により、生育障害や、多雨による湿害、病害虫による被害が発生し、品質や収量が低下。



- ・水稻  
高温による白未熟粒（米の白濁化）の発生により、等級が低下



- ・ぶどう  
高温による着色不良の発生（左）



- ・うんしゅうみかん  
高温、多雨による浮皮の発生（左）

# 農業をめぐる情勢の変化への対応に向けた新品種の育成・普及の推進

- 農業者の減少や気候変動など、農業を取り巻く全国的な喫緊の課題の解決に向け、多収性や高温耐性等の**重要な形質を有し、広域での課題解決に資する新品種**の育成・普及を加速する必要。
- 現時点では、**新品種の育成には最低でも10年程度**（果樹では約30年）、更に、**農業者に種苗が供給されるまで3年以上**の期間が必要。**品種育成から農業者への普及に必要な種苗生産までを一貫して、体制強化が必要。**

## 農業を取り巻く課題解決に資する品種

### 水稻「にじのきらめき」

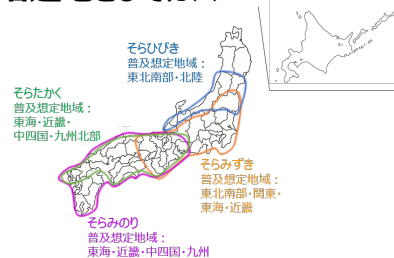
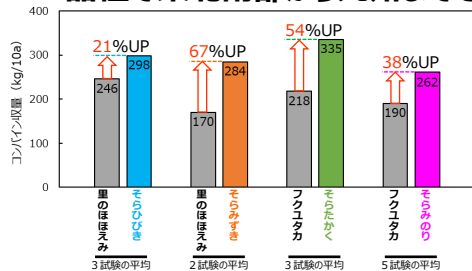
- ・ 高温耐性と耐倒伏性に優れ、既存の普及品種より15～30%多収
- ・ 東北南部、関東以西の広範囲で普及



にじのきらめき コシヒカリ

### 大豆「そらシリーズ」

- ・ 既存品種より21～67%多収
- ・ 4品種で東北南部から九州までを栽培適地としてカバー



### りんご「紅つるぎ」

- ・ 壁状の樹形に仕立てやすく、作業動線が単純化。スマート農機による機械作業が容易となる。
- ・ 全国のりんご産地で普及予定



広範囲で活用できる品種の普及により  
迅速に農業を取り巻く課題へ対応

## 新品種の育成から種苗供給までの流れ

### 品種育成

(要する期間)  
10年以上

#### 有望系統の選抜 (約6年～)

大量の交配組合せ後、数世代かけて固定・増殖した数千個以上の母集団から、目的とする形質を備えた数百系統まで選抜。

### 種苗生産

(要する期間)  
3年～

#### 生産力評価 (約4年～)

研究ほ場等で実規模栽培し、評価・選抜を繰り返し行い、育種目標を達成した1系統を選抜。

#### 多段階増殖 (約3年～)

1つの種苗から1作で採種できる量に限りがある※ことから、複数年をかけて、種苗を増殖。

※種苗生産における増殖率

水稻 : 約100倍/年  
小麦 : 約50倍/年  
ばれいしょ : 約10倍/年

### 農業者

一般種子を購入し、  
食用農産物を生産

品種育成から種苗生産までを一貫した対応により、  
新品種の普及を加速化

# 気候変動等対応品種法※の概要

※重要品種の育成及びその種苗の生産の振興に関する法律

- 農業者の減少や気候変動に対応した多収性や高温耐性等の重要な形質を有し、広域で利用可能な品種（重要品種）を産官学の連携により育成するとともに、その種苗の生産を振興し、迅速に生産現場に普及していくことが重要。
- このため、新たな法制度において、国の主導の下、重要品種の育成と種苗生産を振興する計画制度を創設。

## 国の基本方針（国が重要品種の育成・普及の旗振り役）

- ・ 育成・普及すべき重要品種（高温耐性・耐病性・多収性等）の考え方
- ・ 品種育成・種苗生産の基本的な方向性（ゲノム解析等の先端技術・実需者評価の活用、広域への普及）
- ・ 育成した重要品種に関する知的財産の保護
- ・ 重要品種の育成及びその種苗の生産に係る人材の育成・確保、国際的な連携の確保 等

### 重要品種の育成の振興

↑ 申請

↓ 認定

**重要品種育成事業計画**  
（農研機構、都道府県、民間企業等が  
単独又は共同で作成）

- ・ 育成する新品種の性質
- ・ 栽培予定地域
- ・ 目標普及面積
- ・ 実需者評価を導入する取組
- ・ 品種登録出願の時期 等



・ 農研機構の研究施設・設備の供用等が可 等



・ 品種登録出願の義務化  
・ 品種登録出願料等の減免

情報提供※

※育成された  
新品種の  
情報を国が  
都道府県に  
提供

### 重要品種の種苗生産の振興

↑ 協議

↓ 同意

**都道府県基本計画**  
（都道府県が作成）

- ・ 育成された重要品種の生産、普及方針
- ・ 種苗生産の実施区域 等

↑ 申請

↓ 認定

**重要品種種苗生産事業活動計画**  
（種苗生産者が単独又は共同で作成）

- ・ 生産量
- ・ 生産区域の規模、区域内の農地の集団化 等
- ※種苗生産者は、栽培管理協定を任意で作成



- ・ 種苗生産者等による
  - ① 農地の集団化を目指す地域計画の協議の場合への参加の申出が可
  - ② 栽培管理協定の効力は継承者にも継続
  - ③ 計画内の農用地区域外の農地の編入要請を可能とし、その際の編入手続を簡素化 等

**制度的な対応とあわせて、予算措置により、重要品種の育成・普及を支援**

# 重要品種育成事業計画と取組のイメージ

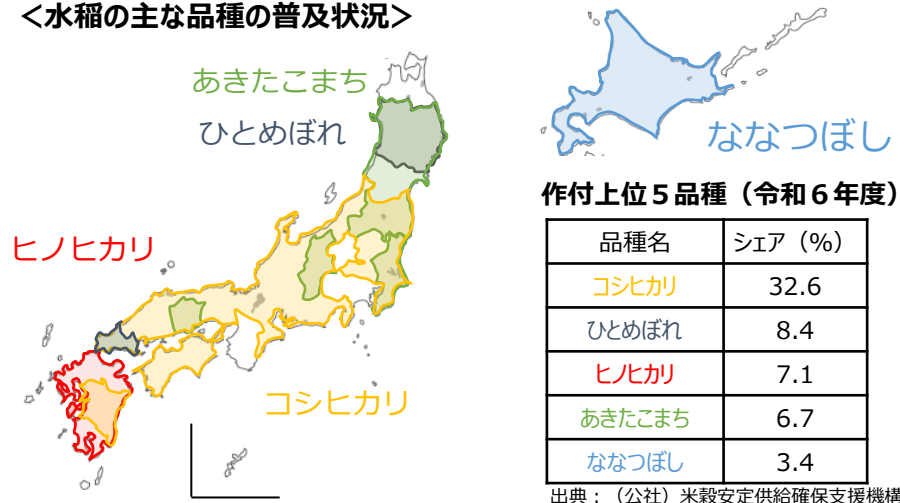
- 国が、主要な現行品種や農業をめぐる情勢の変化を踏まえた「育成・普及すべき重要品種の考え方」を示す。
- 基本方針の下、都道府県、民間企業、農研機構等が各々の強みと役割を活かし、産官学が連携した品種育成体制を構築するとともに、ゲノム情報やAIを活用することで、品種育成の効率化と加速化を実現。

## 育成・普及すべき重要品種の考え方

- ① 主要品目ごとに、現行で大宗を占める主要な品種と問題点を分析し、
- ② 農業をめぐる情勢の変化を踏まえ、多収化や高温耐性等、優先的に育成を進めるべき形質を明らかにするとともに、新たに育成する重要品種への置き換えを念頭に、「育成・普及すべき重要品種の考え方」として示すことを検討

➡ 品種育成機関が共通の育成目標を掲げることにつながり、産官学の連携による効率的な品種育成体制の構築を推進

### <水稲の主な品種の普及状況>



現在普及している多くの品種で、**多収性・高温耐性に課題。**

## 産官学の連携による重要品種の育成



# 認定を受けた重要品種育成事業計画に対する支援措置

- 農研機構の研究開発設備の供用や品種登録の出願料・登録料の減免や航空法の特例等を措置し、計画認定者を支援

## 農研機構の研究開発設備の供用等

育成事業計画の認定を受けた取組に係る特別の措置として、農研機構の業務に支障がない範囲内で**農研機構が保有する研究開発設備の供用**や**専門家派遣業務**を行えることとし、**農研機構を中心とした産官学連携を強化**。

### 農研機構の保有する設備の例（供用の対象設備は今後検討）

#### 人工気象室

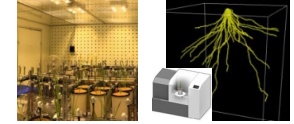


・様々な環境条件を再現・実現し、  
高温耐性の検定等が可能

#### DNAマーカー選抜機器



#### 栽培室・計測室



・ポット毎の土壌環境の制御や、X線CTを用いた地下部の非破壊計測が可能

## 無人航空機の飛行許可・承認手続きのワンストップ化（航空法の特例）

計画の認定を受けた品種育成機関が、無人航空機（農業用ドローン等）による農薬散布や作物の生育状況のセンシング等を行う場合、航空法の許可又は承認があったものとみなす。

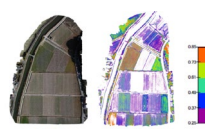
### 品種育成におけるドローンの活用

#### 農薬散布



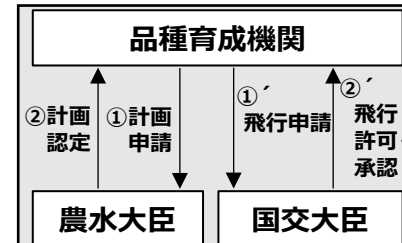
センシングによる  
ピンポイント散布

#### センシング



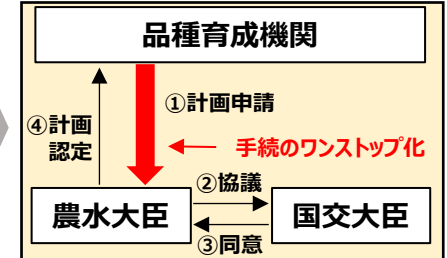
生育状況を可視化

### （手続一元化前）



\* 許可・承認が必要となる飛行に該当する場合

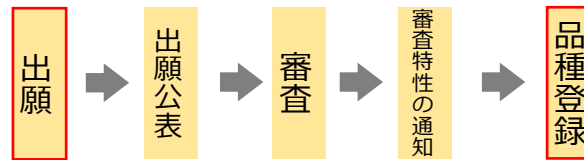
### 本法での措置（手続一元化後）



## 出願料・登録料の減免（種苗法の特例）

認定育成事業により育成された品種について、品種登録を行う場合の**出願料・登録料（1～6年目）について減免**することができる。  
（減免の内容は政令で措置）

### 【品種登録手続きのスキームと特例】



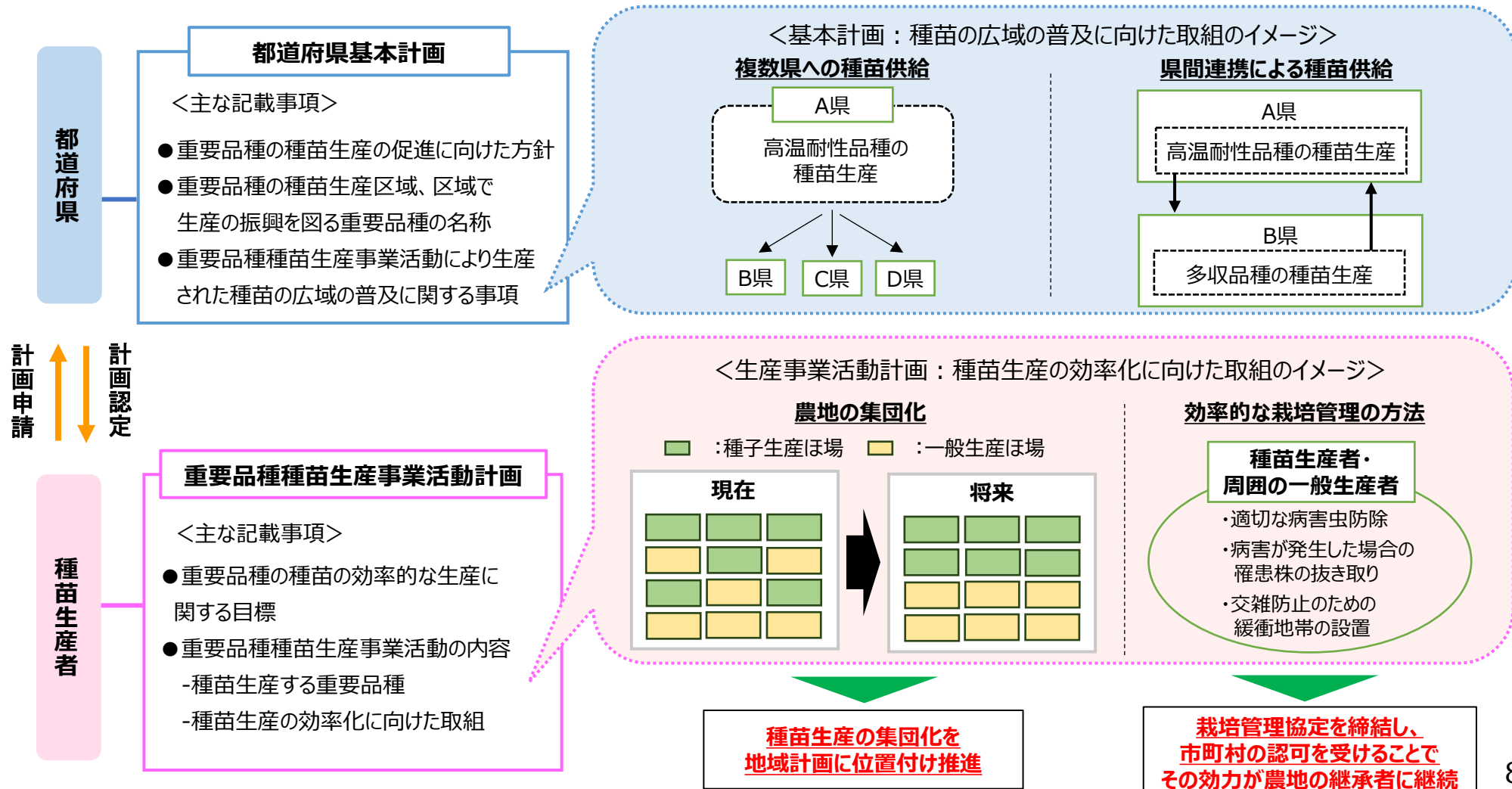
- 出願料：＜通常＞ 14,000円  
➡＜特例＞ 免除
- 登録料：＜通常＞ 4,500円  
➡＜特例＞ 1,125円（3/4を減額）

## 品種登録審査における優先審査

認定育成事業により育成された品種について、品種登録出願中の優先審査（早い順番で処理）を受けられるよう措置（種苗法の政令で措置）

# 都道府県基本計画・重要品種種苗生産事業活動計画と取組のイメージ

- 都道府県が、地域の状況に応じて、**重要品種の種苗生産区域**や**広域への種苗の普及の方針**等を盛り込んだ都道府県基本計画を策定。
- 種苗生産者が、基本計画に基づき、効率的な種苗生産に向け、**農地の集団化、ゾーニング等、地域内での栽培管理方法の調整**に取り組むことで、**迅速な重要品種の普及、持続的な種苗生産環境を実現**。



# 認定を受けた重要品種種苗生産事業活動計画に対する支援措置

- 地域計画の協議の場への参加、協定の承継効、農地法の特例を措置し、計画認定者を支援

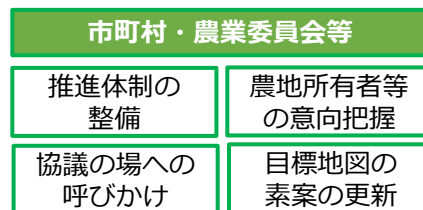
## 地域計画の協議の場への参加

計画の認定を受けた種苗生産者は、**地域計画の協議の場への参加の申出をすることができ、申出を受けた市町村は応じなければならない。**（正当な理由がある場合を除く。）



農地の集約化による生産性向上

### ○地域計画の継続的な見直しの流れ



農業者、農地所有者、  
その他の関係者

参加

協議の場の開催

課題を共有  
変更内容の協議

地域計画の変更

## 栽培管理協定に係る特例

種苗生産時の品種の交雑防止等に向け、計画の**認定を受けた種苗生産者やその他の農業者の間で、病虫害防除等への協力や栽培品種の選定等に関する協定を作成して市町村の認可を受けることで、農地の継承者にも協定の効力が継続する。**（協定の承継効）

協定の認可後、**農振農用地区域外農地（白地）を、農振農用地区域内農地（青地）に編入要請した場合は、農振法上の公告・縦覧に係る手続きを簡素化。**（農振法の特例）

### 栽培管理協定のイメージ

#### <協定に定める事項>

- 協定の対象となる農用地の区域（協定区域）
- 栽培の管理に関する事項
- 協定の有効期間（～5年）
- 協定に違反した場合の措置

#### 栽培の管理に関する事項のイメージ

- 適切な病虫害防除の実施
- 病害が発生した場合の措置（病害に罹患した株の抜き取り）
- 交雑防止のための協力 等



異茎株の抜き取り作業

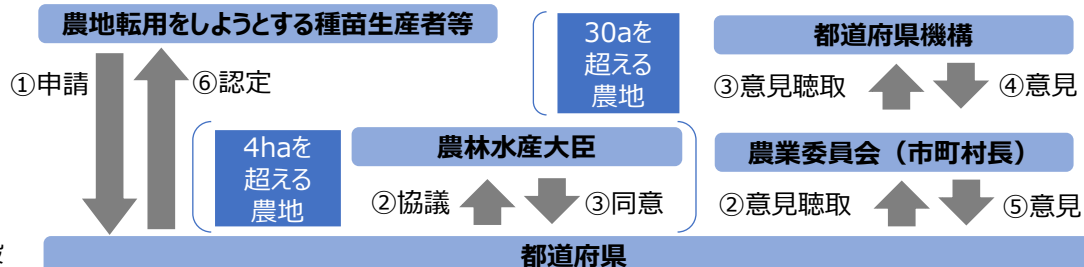
## 農地転用許可手続きのワンストップ化（農地法の特例）

計画認定を受けた種苗生産者や種苗生産を委託する者が**重要品種種苗生産計画の一環として、乾燥調製施設等の施設を導入することを目的として農地を農地以外に転用する場合、農地法に基づく許可があったものとみなす。**



乾燥調製施設

### 農地転用ワンストップのフロー（指定市町村の区域外の農地）



※ 重要品種種苗生産事業活動計画に、従来の農地転用手続きと同等の記載事項を記すことで、手続きの一元化が可能。

# 今後のスケジュールについて

- 法律施行は令和8年12月1日を予定。
- 国が定める基本方針については、現場への説明会を通じて、農業者や関係団体、事業者、地方公共団体など幅広い関係者の意見を伺いながら詳細を検討。

令和8年7月

## ① 法律の公布（7月24日）

- ・基本方針の審議会への諮問
- ・基本方針パブコメ
- ・審議会の答申

・ブロック別説明会（9月～）

12月～

## ② 法律の施行（12月1日）（予定）

### ③ 国の基本方針公表

施行令・施行規則・事務取扱要領・申請書様式等も併せて公表

重要品種育成事業計画  
認定受付開始

都道府県基本計画  
同意協議受付開始

（都道府県基本計画策定後）

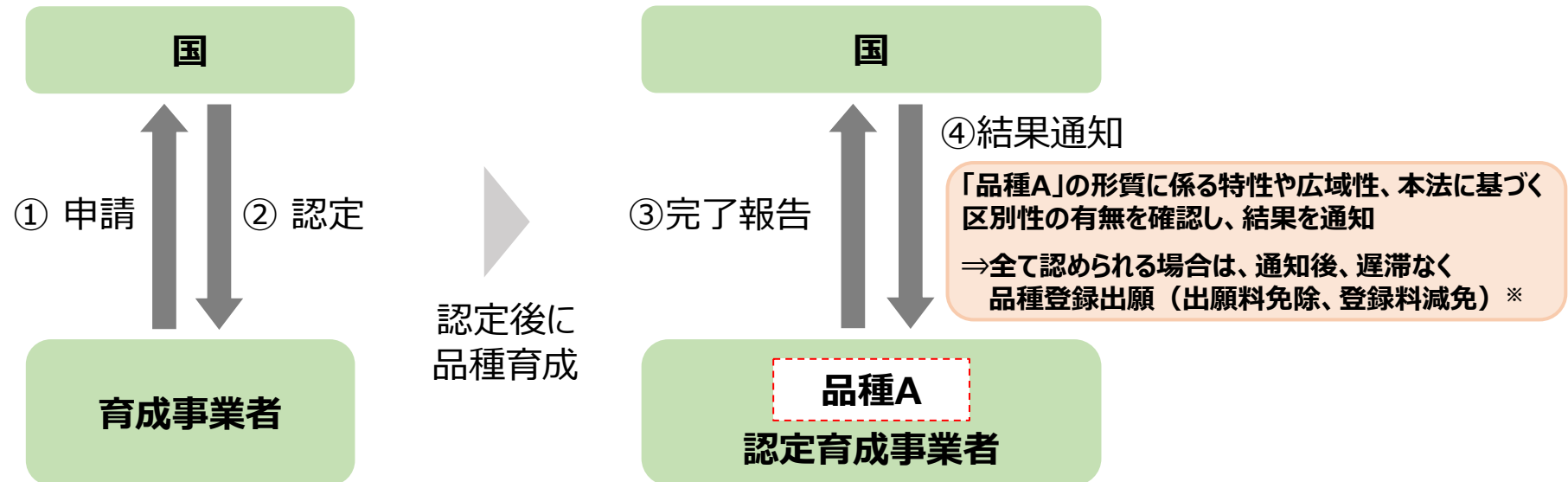
（都道府県）  
重要品種種苗生産事業活動計画  
認定受付開始

## 参考資料

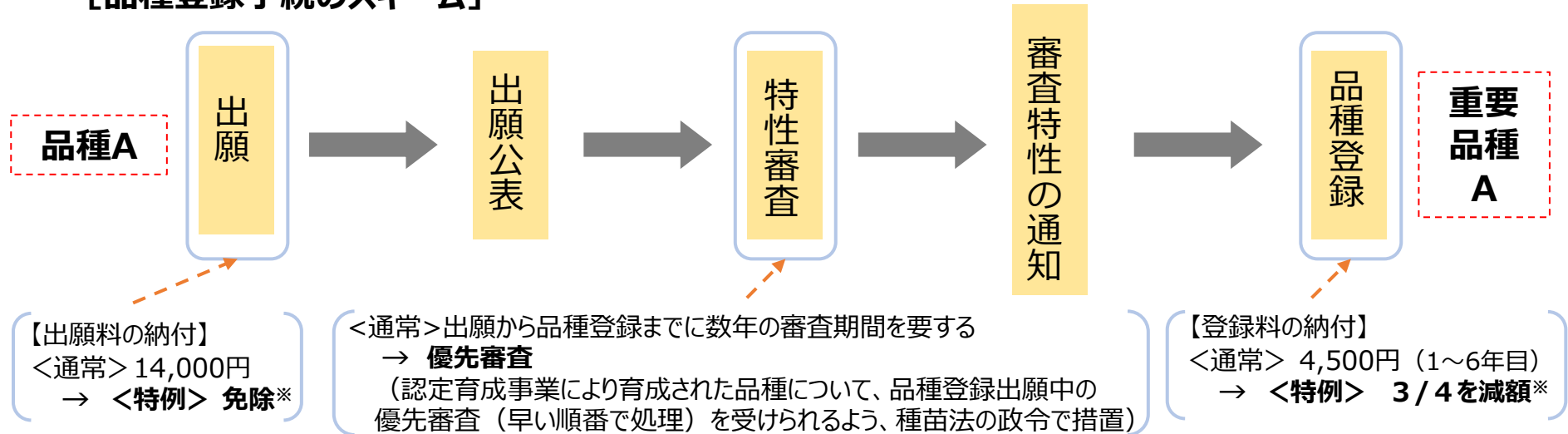
---

# 重要品種育成事業計画のスキーム

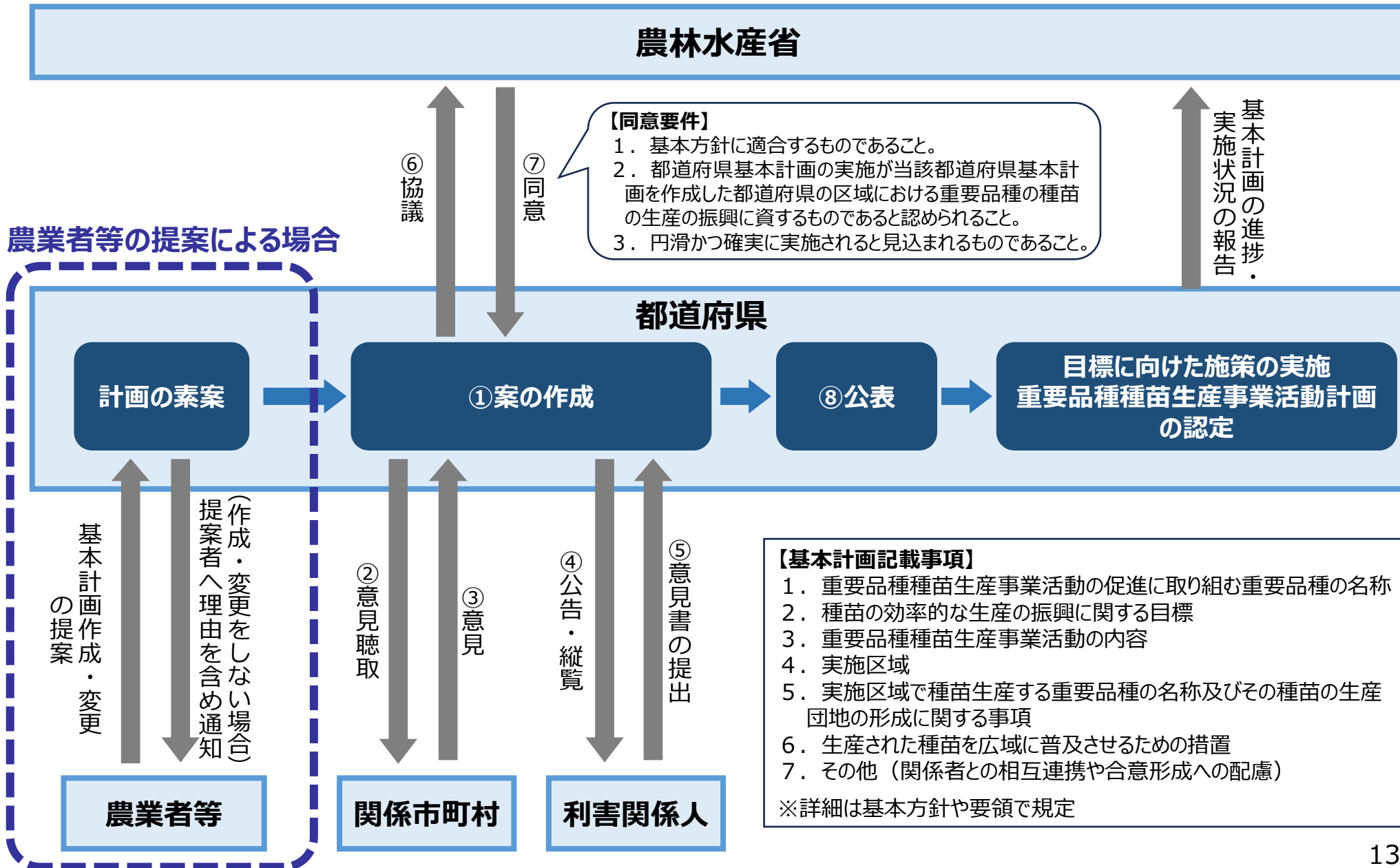
## 【計画認定と育成品種の報告のスキーム】



## 【品種登録手続のスキーム】



# 都道府県基本計画のスキーム



# 重要品種種苗生産事業活動計画のスキーム

## 認定スキーム

都道府県

基本計画

申請

認定

種苗生産者

(農業者、農業団体、  
民間企業等)

### 【認定要件】(基本方針で規定)

- ① 都道府県基本計画の中で、都道府県が定める実施区域において種苗の効率的な生産の振興を図る重要品種として定められた品種を生産するものであること。  
また、都道府県基本計画の内容と合致するとともに、都道府県基本計画に定める目標の達成に資するものであること。
- ② 事業が確実に継続して行われるものであること。
- ③ 重要品種の種苗の生産に当たって品種の流出防止に関する取組が確実に図られていること。

### 【概要】(条文で規定)

都道府県基本計画の実施区域内で重要品種種苗生産事業活動を行おうとする者が、重要品種種苗生産事業活動計画を作成し、当該実施区域を管轄する都道府県知事の認定を申請することができる。

### 【記載事項】(項目は条文で規定 詳細は基本方針や要領で規定)

- ① 種苗の効率的な生産に関する目標
- ② 活動の内容及び実施期間
- ③ 実施体制
- ④ 特例措置の活用に係る内容
- ⑤ 農地の集団化等、ゾーニングに向けた取組内容
- ⑥ 知的財産の保護に関する取組

(下線部は条文や基本方針に照らして必須。その他は任意。)

### 【特例措置】

- ① 地域計画の変更等に係る協議の場合への参加を担保する措置を規定
- ② 農業用施設の設置のために行う農地転用の許可申請手続きのワンストップ化
- ③ 栽培管理協定の締結に係る特例(承継効)
- ④ (協定を締結している場合) 農振農用地区域への編入手続の簡素化

## 【「重要品種」関連】

Q 1. 重要品種について、品目の限定はありますか。

A 1. 農産物全般を対象としており、要件に該当すれば品目の限定なく対象になります。

Q 2. 重要品種はどのような形質に係る特性を保持しているものが対象になりますか。

A 2. 法第2条第1項第1号で規定する、「省力化又は多収化に資する形質、高温等による植物の生育への影響を緩和する形質その他の農業をめぐる情勢の変化に対応する形質に係る特性を保持しているもの」が対象になります。より具体的な形質については基本方針で示す方向で検討しています。

Q 3. 重要品種の要件（法第2条第1項）のうち、「広域に普及することが可能」の「広域」について、どの程度を想定していますか。

A 3. 2以上の都道府県域に普及することが可能なものとする方向で検討しています。

## 【重要品種育成事業計画（育成事業計画）関連】

Q 4. 育成事業計画で定める「重要品種育成事業の目標」（法第6条第2項第1号）について、どのような目標を定めることを想定していますか。

A 4. 本事業で育成をする品種を普及させようとする地域・面積について、目標設定していただく方向で検討しています。例えば、置換えが可能な現行品種の普及地域・面積や、新たに普及させようとする産地の栽培面積等から推定し、記載することを想定しています。

Q 5. 既に品種育成に着手している場合でも申請できますか。

A 5. 品種登録出願までを事業実施期間としており、既に品種育成に着手している場合（有望系統の選抜や評価段階など、ある程度、品種育成が進んでいる段階）でも、出願前であれば対象となります。

## 【重要品種育成事業計画（育成事業計画）関連（続き）】

- Q 6．本法律によって、農研機構や都道府県の研究施設のほか、優良な遺伝資源や栽培データ等が民間企業に明け渡されてしまうのではないかな。
- A 6．法第9条において、農研機構の研究開発設備等の供用（農研機構の業務に支障が生じない範囲）について規定していますが、農研機構からの遺伝資源等の提供、都道府県の有する施設・設備の供用や遺伝資源等の提供に関する規定はなく、事実誤認です。

## 【都道府県基本計画・重要品種種苗生産事業活動計画（種苗生産事業計画）関連】

- Q 7．都道府県基本計画で位置付ける重要品種について、本法に基づき育成した品種ではない、既存品種を位置付けることは可能ですか。
- A 7．法律や国が定める基本方針等に定める要件に合致していれば、既存品種を位置付けることは可能です。なお、基本計画の国への協議に際して、位置付ける品種が重要品種に該当しているかについて確認します。
- Q 8．都道府県基本計画の作成に当たって、国からの重要品種に関する情報提供（法第14条）はどのように行われますか。
- A 8．具体的な方法については追ってお示しますが、都道府県による円滑な基本計画の作成が進むよう、丁寧な情報提供を行ってまいります。
- Q 9．都道府県基本計画で定める「種苗の効率的な生産の振興に関する目標」（法第12条第2項第1号）について、どのような目標を定めることを想定していますか。
- A 9．農地の集団化等により効率的な種苗生産を行っていくことを目的として、単位面積当たりの種苗の生産量の向上、種苗生産に係る労働時間の低減等、各地域で把握可能な任意の指標を用いて定めていただく方向で検討しています。

# 【気候変動等対応品種法関連の令和9年度予算概算要求の概要】

## ○ 重要品種育成・種苗生産総合対策

### <対策のポイント>

気候変動等対応品種法に係る重要品種育成事業や重要品種種苗生産事業活動を行う農業者等に対して、各種支援事業の優遇措置等により集中的かつ効果的に支援を行い、高温耐性・多収等の形質を有する重要品種の迅速な育成やその種苗生産活動を促進し、重要品種の育成・普及を図ります。

### <政策目標>

- 高温耐性や多収化などに資する重要品種を35品種育成〔令和12年度まで〕

## <事業の全体像>

### 重要品種育成への支援

本法に基づく重要品種育成事業計画の認定を受けた者が行う**重要品種の育成事業の取組**に対し、予算上の優遇措置等を設定し、集中的に支援します。

- ・生産性の抜本的な向上を加速化する革新的新品種開発 【33億円】
- ・オープンイノベーション研究・実用化推進事業 【34億円の内数】
- ・スタートアップ創出強化対策 【9億円の内数】
- ・フードテック基盤技術確立プロジェクトのうち植物工場 【20億円の内数】

[連携事業]  
品種開発に必要な育種素材となる遺伝資源の収集の取組やCGIARと共同した研究開発等を推進します。

- ・植物遺伝資源の収集・保存・提供の促進 【2億円】
- ・グローバルサウスの食料安全保障と農業のゼロエミッション化の両立に貢献する技術開発 【4億円の内数】

### 重要品種種苗生産への支援

本法に基づく種苗生産計画の認定を受けた農業者等が行う**重要品種の種苗生産活動の取組**に対し、予算上の優遇措置を設定し、集中的に支援します。

- ・種子生産基盤強化総合対策事業 【9億円の内数】
- ・次世代種子増殖技術の実行可能性調査事業 【5億円の内数】
- ・畑作物産地生産体制確立・強化事業 【72億円の内数】
- ・果樹農業生産力増強総合対策 【61億円の内数】
- ・野菜種子安定供給対策事業 【3億円の内数】
- ・ジャパンフラワー強化プロジェクト推進 【8億円の内数】
- ・新基本計画実装・農業構造転換支援事業 【834億円の内数】
- ・強い農業づくり総合支援交付金 【138億円の内数】
- ・スマート農業・農業支援サービス事業導入総合サポート事業 【182億円の内数】
- ・農山漁村振興交付金のうち中山間地農業推進対策 【100億円の内数】
- ・農山漁村振興交付金のうち最適土地利用総合対策 【100億円の内数】

### 重要品種の育成・普及の基盤強化

**重要品種の迅速な育成・種苗生産を推進するため、育種素材の共有・活用、広域普及に向けた産地間連携による栽培実証等の取組、人材育成等を支援し、産官学の総力を結集して重要品種の育成・普及の基盤強化に取り組めます。**

- ・重要品種の育成・普及の基盤強化に向けた連携促進事業 【4億円】

# 重要品種育成・種苗生産総合対策（各事業における優遇措置等①）

## 1. 重要品種の育成・普及の基盤強化

（農林水産技術会議事務局）

### 重要品種の育成・普及の基盤強化に向けた連携促進事業【新規】

【4億円】

・重要品種の育成・普及の基盤強化に向け、品種育成から種苗生産、実需までの関係者から構成されるプラットフォームを創設し、育成系統の活用体制の整備、種苗の広域供給体制の構築、人材育成、重要品種に関する情報発信等の取組を推進

## 2. 重要品種育成への支援

（農林水産技術会議事務局）

### 品種開発への支援

#### 生産性の抜本的な向上を加速化する革新的新品種開発

＜要件化＞【33億円】

・革新的な特性を持った品種、省力的な種苗生産技術、育種素材の開発等について、高精度な分析機器も活用し推進

#### 「知」の集積と活用によるイノベーションの創出のうち オープンイノベーション研究・実用化推進事業

＜ポイント加算＞【34億円の内数】

・国の重要政策の推進や現場課題の解決に資する研究成果を創出し、社会実装を加速するため、産学官が連携して取り組む基礎研究及び実用化研究を支援

#### 「知」の集積と活用によるイノベーションの創出のうちアグリテック系 スタートアップ重点化支援対策のうちスタートアップ創出強化対策【新規】

＜ポイント加算＞【9億円の内数】

・農林水産・食品分野における政策的・社会的課題の解決やサービス事業体等の新たなビジネス創出のため、SBIR制度のもと、革新的な研究開発とその事業化に取り組むスタートアップ・中小企業等を支援

#### フードテック基盤技術確立プロジェクトのうち植物工場【新規】

＜ポイント加算＞【20億円の内数】

・AI等を活用した次世代型の植物工場モデル、多品目生産技術、植物工場用品種等の開発等を支援

### 国際連携による遺伝資源の収集

#### 植物遺伝資源の収集・保存・提供の促進

【2億円】

・育種素材となる多様な植物遺伝資源の確保に向け、中央アジア諸国等との連携により植物遺伝資源の収集・保存・提供を促進

#### グローバルサウスの食料安全保障と

#### 農業のゼロエミッション化の両立に貢献する技術開発【4億円の内数】

・グローバルサウスの食料安全保障と農業のゼロエミッション化の両立に向け、気候変動や肥料価格の高騰等の重要課題について、国際農業研究機関（CGIAR）と我が国の研究機関等が一体となって品種開発等を推進

※重要品種育成事業計画の認定を受けた者に対する優遇措置等（ポイント加算、要件化等）を講じることを検討しています。  
今後の予算編成過程で変更の可能性があります。

# 重要品種育成・種苗生産総合対策（各事業における優遇措置等②）

## 3. 重要品種種苗生産への支援

（農産局、輸出・国際局、農村振興局）

### 種苗生産のための生産環境整備

#### 新基本計画実装・農業構造転換支援事業

＜ポイント加算＞【834億円の内数】

- ・老朽化した共同利用施設の再集約・合理化に伴う、種子種苗生産関連施設等の整備・撤去を支援

#### 強い農業づくり総合支援交付金

＜ポイント加算＞【138億円の内数】

- ・産地の収益力強化と持続的な発展及び食品流通の合理化のため、強い農業づくりに必要な種子種苗生産関連施設の整備を支援

#### スマート農業・農業支援サービス事業導入総合サポート事業

＜ポイント加算・要件緩和＞【182億円の内数】

- ・労働生産性の高い農業構造への転換に向けて、農業支援サービス事業者の育成や活動の促進、スマート農業技術の現場導入とその効果を高める栽培体系への抜本的な転換等の取組を総合的に支援

#### 農山漁村振興交付金のうち中山間地農業推進対策

＜ポイント加算＞【100億円の内数】

- ・中山間地域等において、地域別農業振興計画に基づき、収益力向上や販売力強化等に関する取組等を支援

#### 農山漁村振興交付金のうち最適土地利用総合対策

＜ポイント加算＞【100億円の内数】

- ・中山間地域等における農用地保全や、農山漁村地域における荒廃農地の解消等のため、地域の状況に応じた最適な土地利用構想の策定、粗放的な土地利用の導入、荒廃農地の再生や農用地保全のための活動、基盤整備等を総合的に支援

※重要品種種苗生産事業活動計画の認定を受けた者に対する優遇措置等（ポイント加算、要件化等）を講じることを検討しています。  
今後の予算編成過程で変更の可能性があります。

### 種苗の省力生産技術等への支援

#### 種子生産基盤強化総合対策事業

＜優先採択・ポイント加算＞【9億円の内数】

- ・米、麦、大豆の安定的な種子の生産体制の構築のため、高温耐性品種等や多収性品種への転換促進、新規種子生産者の確保、種子生産拡大の取組や種子生産の省力化に資する技術実証等を支援

#### 次世代種子増殖技術の実行可能性調査事業【新規】

＜ポイント加算＞【5億円】

- ・最新鋭の植物工場を活用した、高温耐性や多収性などのニーズの高い品種の高速種子生産を図るための実証的な取組を支援

#### 畑作物産地生産体制確立・強化事業

＜ポイント加算＞【72億円の内数】

- ・さとうきび、ばれいしょ、かんしょ等について、新品種の導入や、種苗の安定生産体制の強化に向けた新産地形成、省力技術等の実証、機械導入・施設整備等を支援
- ・（関連施策）種苗管理センターにおけるばれいしょ原原種の安定的な供給と品質の維持・向上のための施設整備等を支援

#### 果樹農業生産力増強総合対策

＜ポイント加算＞【61億円の内数】

- ・省力的な苗木生産設備の整備や契約に基づく苗木の生産拡大に伴い必要となる安定生産技術の導入、苗木の需要動向や流通上の課題等に対応しつつ安定的かつ効率的に苗木を生産・流通・販売できる新たな苗木産地モデルの構築を支援

#### 野菜種子安定供給対策事業

＜ポイント加算＞【3億円の内数】

- ・より安定的な野菜種子の供給体制を築くため、国内における新たな採種地調査、効率的な種子生産・保管技術の開発・実証等に加え、新たに、国内採種農家の育成・確保の取組を支援

#### ジャパンフラワー強化プロジェクト推進

＜ポイント加算＞【8億円の内数】

- ・花きの需要に合わせた安定供給に向け、高温障害を回避・軽減する技術、高温耐性・病害虫抵抗性品種への転換に係る実証や普及活動の取組、健全な種苗の確保に必要な資材や機械の導入等を支援